

東日本大震災の被災者に対する支援活動実施要綱

1. 趣 旨

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、未だ東日本大震災の被災者である相模原市の交流都市大船渡市（銀河連邦：サンリクオオフナト共和国）の住民に対して、お悔やみとお見舞いを行うとともに、日常生活の復興を願うため、財団法人相模原市体育協会（以下「財団」という。）及び加盟団体により支援活動を実施する。

2. 支援先

第1期 岩手県大船渡市（交流都市）

第2期 財団法人相模原市体育協会（交流都市の体育協会）

3. 活動内容

財団活動及び加盟団体活動からの義援金(募金活動)及び支援物資の收受。
相模原麻溝公園競技場指定管理者(体育協会グループ)の募金活動。

4. 活動期間

第1期 義援金 : 平成23年4月中旬から5月末日まで。

第2期 義援金・支援物資 : 第1期以降、被災地の状況により別途定める。

*状況をみて、延長を行えるものとする。

5. 義援金に関すること

《受付場所》

財団活動 : 事務所窓口・募金箱、指定銀行口座、各種大会・イベント事業

加盟団体活動 : 各種大会・イベント事業・募金箱

相模原麻溝公園競技場指定管理者(体育協会グループ)の募金活動 : 施設窓口募金箱

指定口座 : 横浜銀行 相模原駅前支店

口座番号 : 415-1720976

ザイダンホウジンサガミハラシタイイクキョウカイ カイチョウ モリタ ユキオ

振込先 : 財団法人相模原市体育協会 会長 森田 之雄

*第1期:財団事務局が取りまとめ、相模原市の「オオフナト共和国応援金口座」に拠出する。

*第2期:財団事務局が取りまとめ、支援先に直接送金等を行う。

《預り証》

税務上必要な者には「預り証」を発行するので、各協会では「寄附者（個人・団体）の内訳一覧」を取りまとめ財団事務局に提出すること。その際、第1期は相模原市から発行、第2期は当財団の「預り証」を発行する。共に、再発行はできない。（第1期「預り証」は発行に日数を要する。）

《その他》

財団としては、財団自主財源予算の一部から義援金を寄附する。

6. 支援物資に関すること

財団法人相模原市体育協会又は大船渡市の要請に応える物とする。

別途定める物品一覧表のとおり、新品の衣類等を送る。

梱包については、分別し品名・数を表記したものとする。

*受付場所については、一時保管場所を調整の上、別途定める。

7. 義援金及び支援物資の報告

送金・送付後に書面及び財団ホームページへの掲載をもって報告とする。

8. 寄附者へ発行する書類に関すること

第1期義援金（地方公共団体あて）は「預り証」をもって、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

なお、口座振込の場合は、振込票の控えが証明書類となります。確定申告を提出する際には、実施要綱など義援金を振り込んだ口座がわかる資料も必要となりますので大切に保管してください。

第2期義援金（財団あて）の「預り証」の取り扱いについては、個人の方は、寄附金控除の対象となりません。法人については、一般の寄附金として損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

なお、口座振込の場合は、振込票の控えが証明書類となります。確定申告を提出する際には、実施要綱など義援金を振り込んだ口座がわかる資料も必要となりますので大切に保管してください。

9. 募金団体

名称 : 財団法人相模原市体育協会

代表者名 : 会長 森田之雄

所在地 : 相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館4階

10. その他

問合せ先 : 財団法人相模原市体育協会事務局

相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館4階

電話 042-751-5552

担当 除村、篠崎